

第2 屋内消火栓設備

I 技術基準

1 加圧送水装置

(1) ポンプ方式

ポンプを用いる加圧送水装置（以下第2において「ポンプ方式」という。）は、次によること。

ア 設置場所

政令第11条第3項第1号ホ、第2号イ、(6)及びロ、(6)に規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。」は、次により取り扱うこと。

(ア) 屋内にポンプ（水中ポンプを除く。）を設ける場合

a 屋内にポンプ（水中ポンプを除く。）を設ける場合は、不燃材料で造った柱若しくは壁、床又は天井（天井のない場合にあっては屋根）で区画（以下第2において「不燃区画」という。）された専用の室に設けること。ただし、不燃区画された空調設備等の不燃性の機器又は炉、ボイラー等の火気使用設備以外の衛生設備等を設ける機械室に設ける場合は、この限りでない。

b 不燃区画に設ける開口部は、次によること。◆

(a) 不燃区画に設ける出入口、窓、換気口（ガラリ等）等の開口部は、建基政令第112条第19項第1号に規定する構造の防火設備を設けること。ただし、屋外に面する出入口、窓等の開口部は、随時閉鎖できる構造の防火設備とすることができる。

(b) 不燃区画を給水管、配電管その他の管、配線等が貫通する場合は、当該不燃区画貫通部分に十分に不燃材料を充てんする等の措置を講じること。

(c) 不燃区画に換気、暖房又は冷房の設備の風道が貫通する場合は、当該不燃区画貫通部分又はこれに近接する部分に防火防煙ダンパーを設けること。

c ポンプを設ける室には、操作及び点検、整備等の維持管理をするための照明設備（非常照明を含む。）、換気設備及び排水設備を設けること。◆

(イ) 屋外（屋上を含む。）にポンプを設ける場合

屋外（屋上を含む。）にポンプを設ける場合は、風雨、塩害、凍結等により制御盤、電動機等に影響を及ぼすことから前(ア)の例による室等に設けること。◆

(ウ) 水中ポンプを設ける場合

a 水中ポンプの水中部は、点検、整備が容易に行えるように、水槽の蓋の真下に設けるほか、引き上げ用のフック等を設けること。◆

b 吸込みストレーナーは、水槽底部から50mm以上で、かつ、水槽壁面からポンプ側面までの距離は吸込みストレーナー又はポンプ外径の2倍以上となるように設けること。◆

c 制御盤の設置場所は、ポンプの直近で、かつ、前(ア)の例によること。◆

イ 機器

(ア) ポンプ

ポンプは、次によること。

a ポンプは、「加圧送水装置の基準（平成9年消防庁告示第8号。以下第2において「加圧送水装置告示基準」という。）」に適合すること（以下第2において「告示適合品」という。）。

b ポンプは、原則として認定品を使用すること。◆

なお、ポンプ方式の加圧送水装置の認定は、①基本型、②ユニットⅠ型、③ユニットⅡ型、④ユニットⅢ型、⑤単独制御盤に区分して行われており、それぞれの組合せは、第2-1表のとおりである。

第2－1表

機器 \ 区 分	① 基本型	② ユニットⅠ型	③ ユニットⅡ型	④ ユニットⅢ型	⑤ 単独制御盤
ポンプ	○	○	○	○	
電動機	○	○	○	○	
フート弁	○	○	○	○	
圧力計、連成計	○	○	○	○	
呼水装置		○	○	○	
制御盤			○	○	○
ポンプ性能試験装置		○	○	○	
バルブ類		○	○	○	
水温上昇防止用逃し装置		○	○	○	
非常動力装置				○	

(イ) 中継ポンプ

中継ポンプは、次によること。

- a ポンプは、告示適合品とすること。
- b ポンプは、原則として押込圧力を考慮した認定品を使用すること。◆

(ウ) 附属装置等の変更

- a 加圧送水装置の認定品を設置する際に、設置場所の位置、構造及び状況により、次の変更を行う場合には、告示適合品と同等のものとして取り扱えること。
 - (a) ポンプの設置位置が、水源より低い場合における水温上昇防止用逃し配管の位置の変更（ただし、流量に著しい影響を及ぼさないこと。）
 - (b) 立上り管頂部の位置が、加圧送水装置より低い場合におけるポンプ吐出側圧力計の連成計への変更
 - (c) 水源水位が、ポンプより高い場合のフート弁の変更
 - (d) 非常電源による加圧送水装置の起動制御を行う場合における制御盤のポンプ起動リレーの変更
 - (e) 排水場所に合わせた場合の流量試験配管の向きの変更（ただし、流量に著しい影響を及ぼさないこと。）
 - (f) 圧力調整弁等を設ける場合のポンプ吐出側配管部の変更
 - (g) 耐圧の高性能化をはかる場合のポンプ吐出側止水弁及び逆止弁の変更
- b 設置後の改修等におけるポンプ、電動機、附属装置等の交換は、同一仕様又は同一性能のものを設けること。

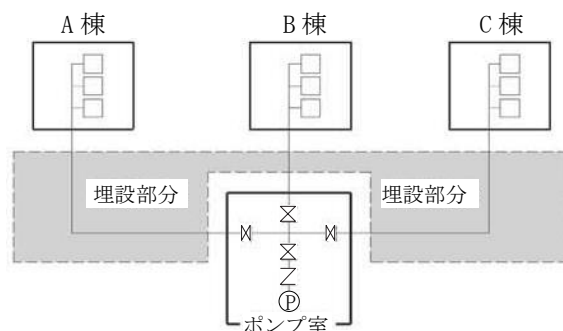
ウ 設置方法

(ア) ポンプの併用又は兼用

省令第12条第1項第7号ハ(ニ)ただし書きに規定する「他の消火設備と併用又は兼用する場合において、それぞれの消火設備の性能に支障を生じないもの」は、次により取り扱うこと。

- a 同一防火対象物で他の消火設備と加圧送水装置を併用又は兼用するものにあつては、次によること。
 - (a) ポンプの吐出量は、各消火設備で規定する吐出量を加算して得た量以上の量とすること。
 - (b) 一の消火設備としてポンプが起動した際に、他の消火設備が作動する等の誤作動がないこと。
- b 棟の異なる防火対象物（同一敷地内で、管理権原が同一の場合に限る。）は、次の場合に限り政令第32条又は条例第47条を適用し、加圧送水装置を兼用することができる。
 - (a) 棟に至る配管は、原則として埋設（共同溝等への敷設を除く。）しないこと。

なお、やむを得ず埋設する場合には、加圧送水装置から埋設するまでの間で各棟ごとに配管を分岐し、止水弁を設けるとともに、第7章資料5「配管の防食措置等」により、配管に防食施工を施すこと（第2－1図参照）。



第2-1図

(b) 吐出量は、それぞれの防火対象物ごとに必要となる規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。

ただし、次のいずれかに該当する防火対象物にあっては、当該防火対象物のうち規定吐出量が最大となる量以上の量とすることができる。

- ① 隣接する防火対象物のいずれかが耐火構造又は準耐火構造の建築物であるもの
- ② 防火対象物相互の1階の外壁間の中心線から水平距離が1階にあっては3m以上、2階以上にあっては5m以上の距離を有するもの

エ 高層建築物等

高層建築物等においては、一次ポンプの締切揚程（一次圧力調整弁を設けるものはその設定圧力水頭）が170m未満となるよう中継ポンプ等を設け、直列運転とすること（第2-4図参照）。この場合、中継ポンプの一次側の押込圧力は、10m以上の圧力水頭を確保すること。

(2) 高架水槽方式

高架水槽を用いる加圧送水装置（以下第2において「高架水槽方式」という。）は、省令第12条第1項第7号イ、ロ及び加圧送水装置告示基準によるほか、次によること。

ただし、高架水槽の材質は、原則として鋼製又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの（以下第2において「鋼製」という。）であること。◆

ア 設置場所

政令第11条第3項第1号ホ、第2号イ、ロ及びロ、ロに規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。」は、次により取り扱うこと。

(ア) 前(1)、ア、イの例によること。

(イ) 外気に面する屋上等に設ける（前(イ)によるものを除く。）場合は、次によること。

- a 高架水槽面から当該建物の外壁等及び隣接建物の外壁までの水平距離を3m（高架水槽が鋼製以外の材質のものにあっては、5m）以上確保すること。ただし、外壁等が不燃材料である（高架水槽が鋼製以外の材質のものにあっては、開口部に防火設備が設けられているものに限る。）場合は、この限りでない。
- b 鋼製以外の材質のものにあっては、周囲に可燃物等がないこと。

イ 設置方法

(ア) 高架水槽は、政令第11条第3項第1号ハ、同条同項第2号イ、ロ及びロ、ロに規定する性能が得られるように設けること。

(イ) 他の消火設備と高架水槽を併用又は兼用する場合は、それぞれの消火設備の性能に支障を生じないものであること。

(3) 圧力水槽方式

圧力水槽を用いる加圧送水装置（以下第2において「圧力水槽方式」という。）は、省令第12条第1項第7号ロ、ハ及び加圧送水装置告示基準によるほか、次によること。

なお、圧力水槽は、原則として認定品を使用すること。◆

ア 設置場所

前(2)、アの例によること。

イ 設置方法

前(2)、イの例によること。

(4) 放水圧力が規定圧力を超えないための措置

放水圧力が0.7MPaを超えないための措置は、次のいずれかの方法によること。◆

ア 高架水槽の設置高さを考慮して設ける方法（第2－2図参照）

イ ポンプ揚程を考慮し、配管を別系統にする方法（第2－3図参照）

ウ 中継ポンプを設ける方法（第2－4図参照）

エ 減圧機構付の消火栓開閉弁を使用する方法

オ 認定品、評定品又はこれらと同等以上（図面、試験データ等により性能確認ができるものに限る。）の性能を有する減圧弁、一次圧力調整弁等（以下第2において「減圧弁」等という。）を使用する設置方法等は、次によること。

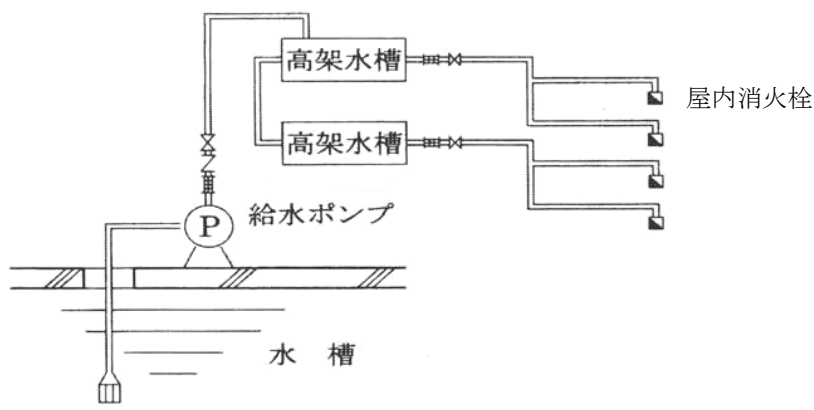
(ア) 減圧弁等の接続口径は、取付部分の管口径と同等以上のものであること。

(イ) 設置位置は、消火栓開閉弁等の直近の枝管ごとに、点検に便利な位置とすること。

(ウ) 減圧弁等は、減圧措置のための専用の弁とすること。

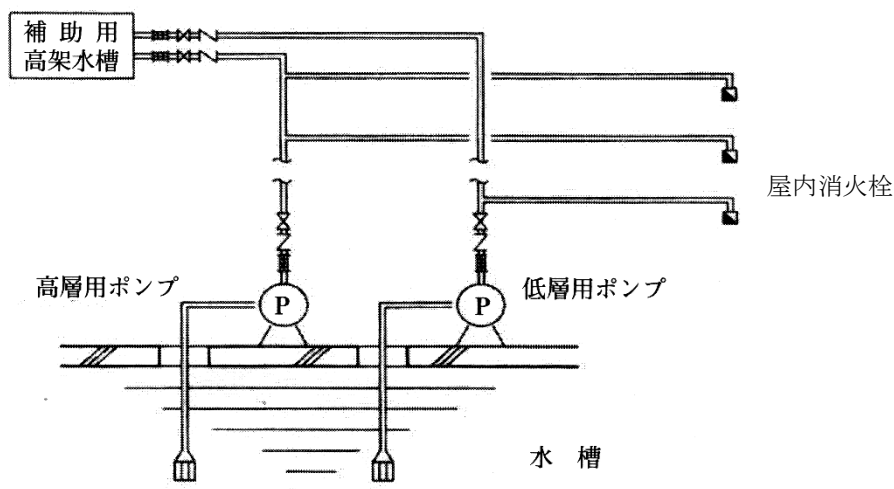
(エ) 減圧弁等には、その直近の見やすい箇所に当該設備の減圧弁である旨を表示した標識を設けること。

※ 認定品又は評定品を設ける場合には、認定証の「明細書」に記載されている申請の範囲内又は性能評定書の「評定報告書」に記載されている付帯条件の範囲内で使用することとし、当該設備の着工届等に認定証（明細書を含む。）又は性能評定書（別添の評定報告書を含む。）の写しを添付させること（以下第2において同じ。）。



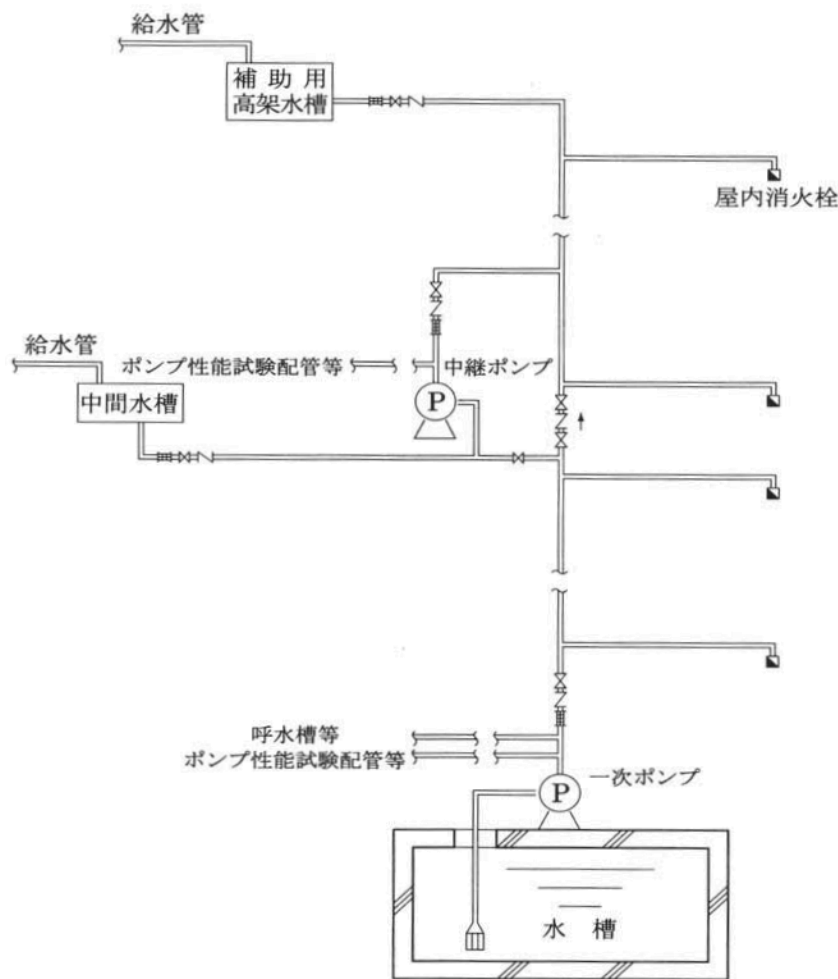
〔高架水槽の設置高さを考慮して設ける方法の例〕

第2－2図



〔ポンプ揚程を考慮し、配管を別系統にする方法の例〕

第2－3図



〔中継ポンプを設ける方法の例〕

第2-4図

2 水源

水源は、政令第11条第3項第1号ハ、同項第2号イ、(4)及びロ、(4)の規定によるほか、次によること。

(1) 水源の原水

水源の原水は、次によること。◆

ア 水源の水質は、原則として原水を上水道水とし、消火設備の機器等に影響を与えないものであること。

イ 空調用の冷温水を蓄えるための水槽（以下第2において「空調用蓄熱槽」という。）に蓄えられている水（以下第2において「空調用蓄熱槽水」という。）の水源の原水は、次による場合には消火設備に使用することができる。

(ア) 消火設備の水源として、必要な水量が常時確保されていること。

(イ) 水温は概ね40℃以下で、水質は原水を上水道水とすること。

(ウ) 空調用蓄熱槽からの採水により、当該空調用蓄熱槽に係る空調設備の機能に影響を及ぼさないようにするための措置が講じられていること。

(2) 水源水量

他の消防用設備等と併用する場合の水源水量は、各消防用設備等に必要な規定水量が確保できるように、それぞれの規定水量を加算して得た量以上の量とすること。

なお、消防用水（防火水槽を含む。）とは、屋内消火栓設備と水源の使用方法が異なることなどから併用をしないこと。◆

(3) 有効水量の確保

水源水量は、次により有効水量を確保すること。◆

ア ポンプ方式の場合

(ア) 専用の地下水槽等（ピット）に設ける場合

a ポンプ方式（水中ポンプを除く。）専用の地下水槽等（ピット）に設ける場合の有効水量の算定は、フート弁のシート面の上部（吸水管内径Dに1.65を乗じて得た数値の位置）から貯水面までとするほか、次によること。

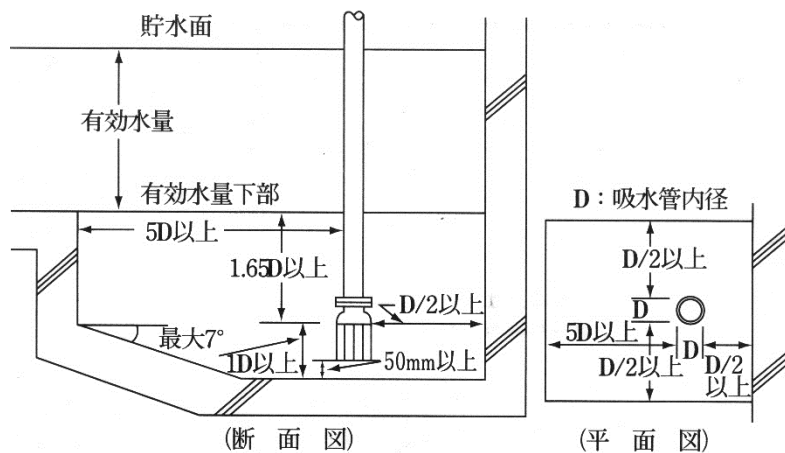
(a) サクションピットを設ける場合は、第2－5図の例によるものであること。

(b) サクションピットを設けない場合は、第2－6図の例によるものであること。

(c) 複数の槽で構成される地下水槽等（ピット）には、次により連通管等を設けること。

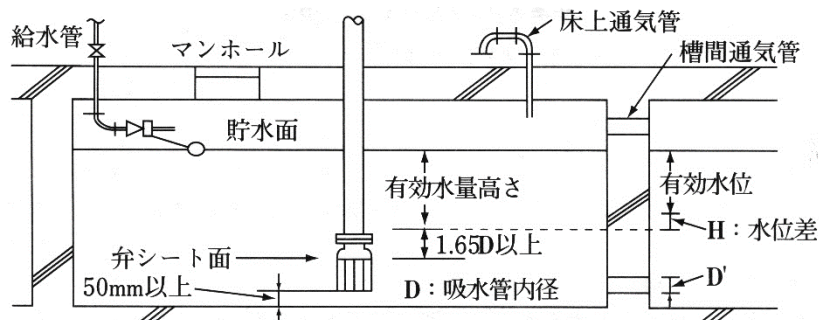
① 連通管は、ポンプ吸水管が設けられている槽と他の槽の間に水位差が生じるため、第2－6図に示す計算式により、水位差又は連通管断面積を求めて有効水量を算定すること。

② 各水槽には、原則として、床上通気管（水槽と外部の間に設けるもの）又は槽間通気管（槽と槽の間の水面上部に設けるもの）を設けること。



[サクションピットを設ける場合の例]

第2－5図



《複数の水槽で構成される地下水槽の連通管及び水位差の算出式》

$$A = \frac{Q}{0.75\sqrt{2gH}} = \frac{Q}{3.32\sqrt{H}} \quad \text{又は} \quad D' = 0.62\sqrt{\frac{Q}{H}} \\ (\text{又は} H = (\frac{Q}{3.32 \times A})^2)$$

A：連通管内断面積（㎡） g：重力の加速度（9.8m/s²）

D'：連通管内径（m） H：水位差（m）

Q：連通管の流量（㎡/s）

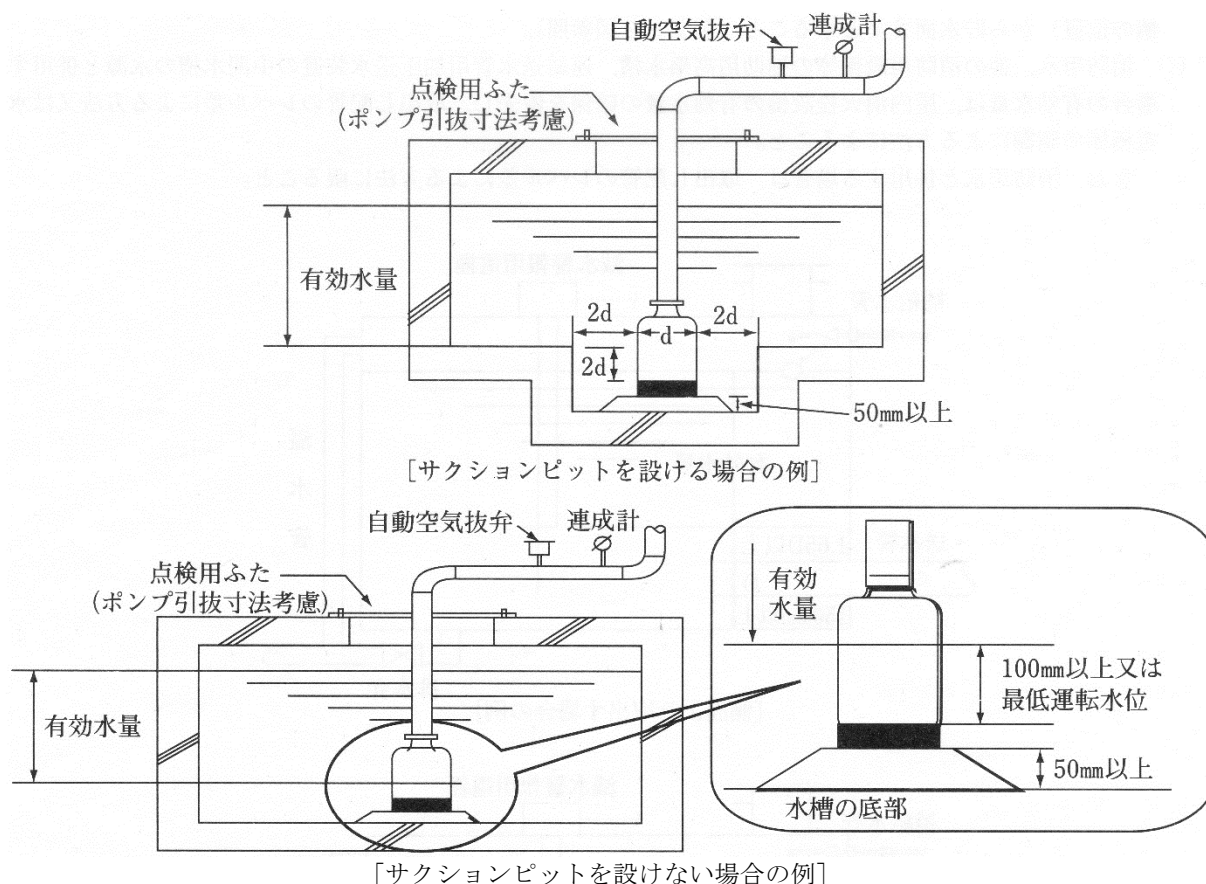
[サクションピットを設けない場合又は連通管を設ける場合の例]

第2－6図

b 水中ポンプを用いる加圧送水装置に設ける場合（第2－7図参照）

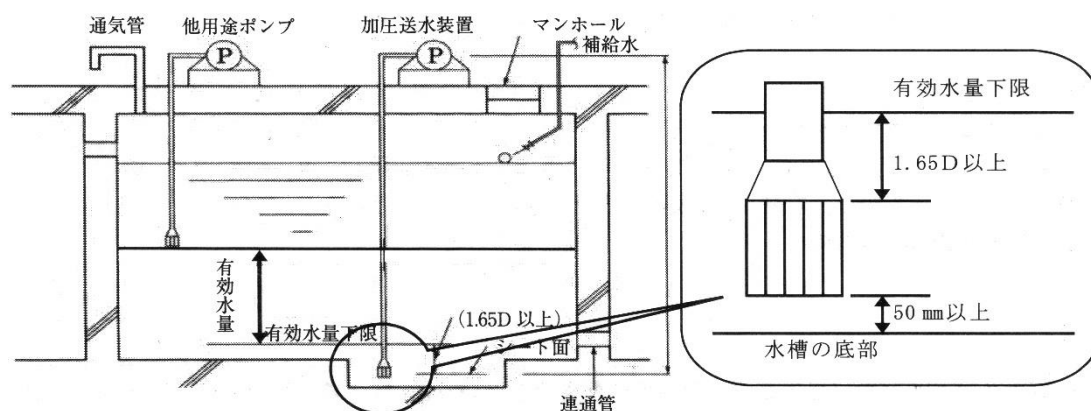
(a) サクションピットを設ける場合の有効水量の算定は、ポンプストレーナー上端よりポンプ外径dの2倍以上の上部から水面までとすること。

- (b) サクションピットを設けない場合の有効水量の算定は、ポンプストレーナー上端から100mm以上又は最低運転水位から水面までとすること。
- (c) 水槽の底部からストレーナーの下端までは、50mm以上とすること。



第2-7図 (水中ポンプを用いる加圧送水装置に設ける場合)

- (イ) 他用途ポンプの水槽と兼用する場合 (第2-8図参照)
- a 水源を他用途ポンプと兼用する場合の有効水量は、ポンプのフート弁のレベル差によるものとし、当該消火設備ポンプのフート弁の上部に他のポンプのフート弁を設け、当該消火設備ポンプのフート弁 (シート面) から吸水管内径Dに1.65を乗じて得た値以上の位置から他のポンプのフート弁 (ろ過装置の底部) までの水量とすること。この場合、吸込全揚程 (実高さに吸水損失を加えたもの) がポンプ仕様の指定値を超えないこと。
- b 水槽の底部からストレーナーの下端までは、50mm以上とすること。



[ポンプのフート弁のレベル差による例] D: 吸水管内径

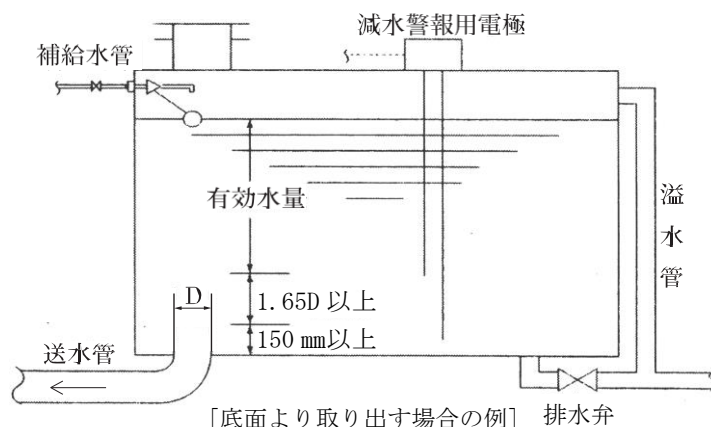
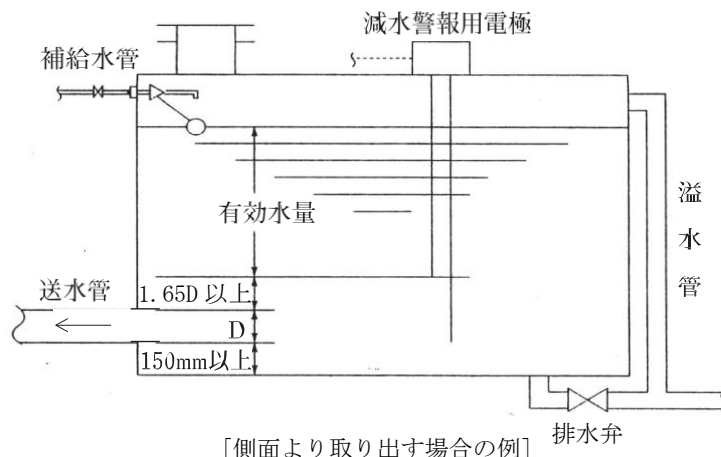
第2-8図 (他の水槽と併用する場合の有効水量)

イ ポンプ方式（床上水槽）及び高架水槽方式の場合

(ア) ポンプ方式（床上水槽）及び専用の高架水槽（建物の中間等に水槽を設けるものを含む。）を用いる加圧送水装置に設ける場合の有効水量の算定は、貯水槽の送水管の上端上部（送水管内径Dに1.65を乗じて得た値の位置）から貯水面までとすること（第2－9図参照）。

(イ) 消防用水、他の消防用設備等の補助用高架水槽、連結送水管用加圧送水装置の中間水槽の水源と併用する場合の有効水量は、屋内消火栓設備の有効水量の確保を優先し、取出し配管のレベル差による方法又は水位電極棒の制御による方法によること。

なお、消防用水と併用する場合は、取出し配管のレベル差による方法に限ること。



注) D：送水管内径

第2－9図（ポンプ方式（床上水槽）及び高架水槽方式）

(4) 水源水槽の構造

高架水槽方式及び圧力水槽を用いる加圧送水装置の水源水槽以外の水源水槽の材質等は、次によること。

ア 耐火構造の水槽によるものは、防水モルタル等による止水措置が講じられていること。◆

イ 鋼製の水槽によるものは、有効な防食処理を施したものであること。◆

ウ 鋼製以外の水槽によるものは、前1、(2)、アの例によること。

3 配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下第2において「配管等」という。）は、省令第12条第1項第6号の規定によるほか、次によること。

(1) 配管等の機器

ア 配管

省令第12条第1項第6号ニに規定するものは、次によること。

(ア) 金属製の管

a 金属製の管の種類

JIS G 3442、JIS G 3452、JIS G 3454、JIS G 3448若しくはJIS G 3459に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製の管（以下第2において「管類」という。）は、第2-2表によること。

b 使用最大圧力値

管類は、当該管類の使用場所の最大圧力（ポンプ方式の場合は締切全揚程時の圧力、高架水槽方式の場合は背圧により加わる圧力、送水口を設けるものは送水圧力の最大圧力をいう。）以上の圧力値（以下第2において「使用最大圧力値」という。）に耐える仕様のものを設けること。

なお、使用最大圧力値が、1.6MPa以上となる部分に設ける管類は、JIS G 3454（S c h 40以上のもの）及びJIS G 3459（S c h 10以上のもの）に適合する管又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。

(イ) 合成樹脂製の管及び管継手

a 配管に合成樹脂製の管及び管継手を使用する場合は、「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号。以下「19号告示」という。）に適合すること。

b 原則として認定品を使用すること。◆この場合、必要に応じて、認定証及び認定時の明細書（以下「認定証等」という。）で、適応管種、適用消火設備、合格した特殊試験など、認定時の申請範囲を確認すること。

c 19号告示第3第4号の「火災時に熱を受けるおそれがある部分」は、次のいずれかに該当する部分以外の部分とすること。

(a) 自動式の消火設備が設置されている部分において、準不燃材料で造られた区画、間仕切り、天井等や、配管等に巻かれた50mm以上の厚みのロックウールによる被覆等により、火災時の炎及び熱から有効に防護されている部分。

(b) 地中埋設部分。

(c) 露出された電気配線等の可燃物が敷設されていない地下ピット部分。

d (2)、イにより連結送水管の主管と屋内消火栓設備の配管を兼用する場合又は第4章第2節第20「連結散水設備」、I「技術基準」、3.に規定する閉鎖型ヘッド方式の連結散水設備と屋内消火栓設備の配管を兼用する場合は、合成樹脂製の管を使用することができないものであること。

ただし、第4章第2節第20「連結散水設備」、I「技術基準」、3.(6)、イ及び第4章第2節第21「連結送水管」、I「技術基準」、1.(2)、イ.(ウ)の部分はこの限りでない。

第2-2表 [管類の規格（JIS、WSP抜粋）]

	規格番号	名 称	記 号	備 考
鋼管	JIS G 3442	水配管用亜鉛めっき鋼管	S G P W	白管
	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	S G P	白管、黒管
	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	S T P G	S c h 40
	JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管	S U S - T P D	S U S 304
	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管	S U S - T O	S U S 304 S c h 10
外面被覆鋼管	W S P 041	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（※主に地中配管用）	S G P - V S	白管
			S T P G - V S	白管 S c h 40

[規格の略号] W S P : 日本水道鋼管協会規格

イ 管継手

管継手は、省令第12条第1項第6号ホの規定によるほか、次によること。

(ア) 管継手は、当該管継手の設置場所の使用最大圧力値に耐える仕様のものを設けること。

- (イ) 可とう管継手（配管の伸縮、変位、振動等に対応することを目的として設けるベローズ形管継手、フレキシブル形管継手、ブレード型等をいう。以下第2において「可とう管継手」という。）のほか、金属製の管継手で、省令第12条第1項第6号ホ(イ)の表に規定するもの以外のものを使用する場合は、次によること。
- a 「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成20年消防庁告示第31号。以下第2において「31号告示」という。）に適合すること。
 - b 原則として認定品を使用すること。◆この場合、必要に応じて、認定証及び認定時の明細書（以下「認定証等」という。）で、適応管種、適用消火設備、合格した特殊試験など、認定時の申請範囲を確認すること。
 - c 31号告示第3第3号の「火災時に熱による著しい損傷を受けるおそれがある部分」は、次のいずれかに該当する部分以外の部分とすること。
 - (a) 準不燃材料で造られた区画、間仕切り、天井等により、火災時の炎及び熱から有効に防護されている部分。
 - (b) 50mm以上の厚みのロックウール又はこれと同等以上の断熱性能を有するものとして一般財団法人日本消防設備安全センターの性能評定により認められたもので被覆され、火災時の炎及び熱から有効に防護されている部分。
 - (c) 屋外（建基法第2条第6号の「延焼のおそれのある部分」を含む。）及び地中埋設部分。
 - (d) 第2章第1節第9「消防用設備等の設置を要しない部分等」．1．(1)から(2)の消防用設備等の設置を要しない部分、同2．(1)．第9－1表．特例①欄から特例⑥欄に記載されている特例を適用できる部分、同2．(2)．第9－2表の外部の気流が流通する場所。
 - (ウ) 合成樹脂製の管継手を使用する場合は、前ア、(イ)によること。

ウ バルブ類

バルブ類は、省令第12条第1項第6号トの規定によるほか、次によること。

- (ア) バルブ類は、当該バルブ類の設置場所の使用最大圧力値に耐える仕様のものを設けること。
- (イ) 省令第12条第1項第6号ト(ロ)に規定するものは、第2－3表のバルブ類をいうものであること。
- (ウ) 前(イ)以外の玉形弁、バタフライ弁、ボール弁等のバルブ類を使用する場合は、前イ、(イ)によること。

第2－3表 バルブ類の規格（JIS 抜粋）

JIS 規格	名 称	種 類
JIS B 2011	青銅弁	ねじ込み形仕切弁、ねじ込み形スイング逆止め弁
JIS B 2031	ねずみ鋳鉄弁	フランジ形外ねじ仕切弁
JIS B 2051	可鍛鋳鉄 10Kねじ込み形弁	ねじ込み形仕切弁、ねじ込み形スイング逆止め弁
JIS B 2071	鋼製弁	フランジ形スイング逆止め弁

(2) 設置方法等

ア 配管内の充水

ポンプ方式の配管は、速やかな放水及び配管の腐食防止のため、次により常時充水しておくこと。◆

- (ア) 補助用高架水槽による場合は、次によること。
 - a 補助用高架水槽から主管までの配管は、政令第11条第3項第1号に規定する消火栓（以下第2において「1号消火栓」という。）が設けられるものは呼び径40A以上、政令第11条第3項第2号に規定する消火栓（以下第2において「2号消火栓」という。）が設けられるものは呼び径25A以上のものとする。
 - b 補助用高架水槽の機器は、前1、(2)の例によること。
 - c 補助用高架水槽の有効水量は、1号消火栓が設けられるものは0.5m³以上、2号消火栓が設けられるものは0.3m³以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に、呼び径25A以上の配管により自動的に給水できる装置を設け、当該有効水量を0.2m³以上とする場合はこの限りでない。
 - d 補助用高架水槽を他の消防用設備等と兼用する場合の有効水量は、それぞれの設備の規定水量のうち最大となる量以上とすることができる。

- e 補助用高架水槽と接続する配管には、可とう管継手、止水弁及び逆止弁を設けること。
- (イ) 補助加圧ポンプによる場合は、次のすべてに適合すること。
 - a 屋内消火栓設備のポンプは他の消火設備等と併用又は兼用しないものであること。ただし、ポンプを併用又は兼用している消火設備等の配管ごとに補助加圧ポンプが設けられる等、それぞれの消火設備の性能に支障を生じないものは、この限りでない。
 - b 補助加圧ポンプは専用とすること。
 - c 補助加圧ポンプの水源は、呼水槽と兼用しないもので、かつ、自動給水装置を設けること。
 - d 補助加圧ポンプ配管と主管の接続は、屋内消火栓設備用ポンプ直近の止水弁の二次側配管とし、当該接続配管に止水弁及び逆止弁を設けること。
 - e 補助加圧ポンプが作動中に屋内消火栓設備を使用した場合に、屋内消火栓の放水に支障がないこと。
 - f 補助加圧ポンプの吐出量は、必要最小限の吐出量とし、概ね20L/min以下とすること。
 - g 配管内の圧力低下を検知することにより屋内消火栓設備用ポンプを自動的に起動させる方式とする場合は、配管内の圧力が屋内消火栓設備用ポンプの起動圧力より0.05MPa以上高い値に減少するまでに確実に自動起動し、停止圧力に達した場合に確実に自動停止するものであること。
 - h 補助加圧ポンプの締切圧力が屋内消火栓設備用ポンプの締切揚程より大きい場合は、安全弁等により圧力上昇を制限できるものとし、屋内消火栓設備に支障を及ぼさないものであること。
- イ 連結送水管用主管との配管兼用

省令第12条第1項第6号イただし書きの規定により、連結送水管の主管と屋内消火栓設備の配管を兼用（以下第2において「連結送水管主管兼用」という。）する場合は、次によること。この場合、第4章第2節第20「連結散水設備」、Ⅰ「技術基準」、3の閉鎖型ヘッド方式による連結散水設備の連結送水管主管兼用を含むものであること。

 - (ア) 連結送水管の主管の兼用ができる防火対象物は、次のすべてに適合すること。ただし、それぞれの設備を使用したときに性能に支障がなく、かつ、摩擦損失計算等により配管等の仕様に問題がないことが確認できる場合は、この限りでない。
 - a 当該防火対象物の最上部に設置された連結送水管の放水口の高さが、地盤面からの高さが50m以下であること。
 - b 棟が異なる防火対象物と屋内消火栓設備の加圧送水装置を兼用していないこと。
 - c 中継ポンプを用いないポンプ方式であること。
 - (イ) 主管は、呼び径100A以上とすること。ただし、第4章第2節第21「連結送水管」、Ⅰ「技術基準」、1.(4)、ウ及び(5)により連結送水管の主管の内径の特例を受けた場合は、この限りでない。
 - (ウ) 連結送水管の設計送水圧力が1.0MPaを超えるものは、省令第31条第5号イからニまでに規定する配管等とし、屋内消火栓設備のポンプ二次側には呼び圧力16K以上の逆止弁を設け、ポンプに直接送水圧力がかからない措置を講じること。
 - (エ) 1号消火栓を使用する場合、消火栓の開閉弁には、連結送水管に消防隊が送水した際に放水圧力が0.7MPaを超えない措置として、呼び圧力16K以上の減圧機構付開閉弁又は減圧弁等を設けること。
なお、易操作性1号消火栓を使用する場合は、使用圧力1.6MPa以上の認定品を使用すること。
- ウ 配管の吊り及び支持◆

配管は、地震時などで加わる過大な力、機器の振動、管内流体の脈動等による力を抑えるために次の吊り、支持及び固定をすること。

 - (ア) 横走り配管は、棒鋼吊り及び形鋼振れ止め支持をすること。この場合、鋼管を用いる場合の支持間隔等は、第2－4表を参照すること。
 - (イ) 呼び径80Aを超える立管は、最下階の床で固定し、形鋼振れ止め支持を各階1か所（床貫通等により振れが防止されている場合は、3階層ごと。）以上とすること。
 - (ウ) 支持金具、吊り金具等は、地震時等で加わる過大な力、機器の振動、管内流体の脈動等による力を抑えるための十分な強度を有する方法で施工すること。

第2－4表 鋼管の横走り配管の棒鋼吊り及び形鋼振れ止め支持間隔（例）

呼び径（A） 分類	50以下	65～100	125以上
棒鋼吊り	2.0m以下		3.0m以下
形鋼振れ止め支持	—	8.0m以下	12.0m以下

注）棒鋼吊りの径は、配管呼び径100A以下は呼称M10、配管呼び径125A～200Aは呼称M12、呼び径250A以上は呼称M16とすること。

エ 露出配管等◆

(7) 屋外、湿気の多い場所等の露出配管（白管を除く。）には、錆止め塗装等による防食措置を講じること。

(4) 配管内等の消火水が凍結するおそれのある配管等の部分には、保温剤、外装材等により保温ラッキング等の措置を講じること。

オ 建物導入部の配管◆

建物導入部の配管で不等沈下等のおそれがある場合には、変位量等を考慮した方法でその対策を講じること。

カ 埋設配管◆

(7) 配管の防食措置等

配管等は、共同溝等への敷設を除き、原則として埋設しないこと。やむを得ず埋設する場合には、第7章資料5「配管の防食措置等」により防食措置を講じること。

(4) ステンレス鋼管を用いた配管及び管継手等の埋設

a コンクリート埋設

(a) 鉄筋との接触を避けること。やむを得ず接触する場合は、絶縁処置を施すこと。

(b) 高濃度の塩化剤を含むコンクリート添加剤が使用されている場合は、防食用ビニルテープ等で保護すること。又は、外面被覆鋼管を使用すること。

(c) 防食用ビニルテープを用いるときは、厚さ0.4mm以上のもので1／2重ね1回巻きを行うこと。

b 土中埋設

原則として埋設しないこと。やむを得ず埋設する場合には次によること。

(a) 埋設部分は配管及び管継手のみとし、フランジ部、弁類及び計器類は埋設しないこと。

(b) 配管の外面は、ポリエチレンスリーブで保護するかペトロタラムを含浸したテープを厚さ2.2mm以上となるように巻き付け、その上に接着性を有するビニルテープで厚さ0.4mm以上の巻き付けを行うこと。又は、外面被覆鋼管を使用すること。

(c) 埋設部分は、施工状況を段階的に写真等で記録し、設置届出等に添付させること。

キ ステンレス鋼管を用いた配管及び管継手等の絶縁対策

ステンレス鋼管を用いた配管及び管継手等に絶縁対策を施す場合は、次の例により行うこと。

(7) 異種金属のバルブ類、機器等

a 接続は、絶縁フランジ接合（絶縁ボルト、絶縁パッキン等）とすること。

b 屋内消火栓箱等の貫通部分は、合成樹脂の絶縁テープ等を介して貫通させること。

(4) 支持金物等

ボルト部は、絶縁スリーブ、絶縁ワッシャー等を使用すること。

(4) 絶縁測定

設置された配管に水を通す前に、電気機器類に通電されていない状態において、絶縁フランジ接合部分等の絶縁箇所の絶縁抵抗値を測定し、1MΩ以上であることを確認すること。

絶縁測定の結果は、消防用設備等の試験結果報告書の備考欄等に記載させること。

4 起動装置

起動装置は、省令第12条第1項第7号への規定によるほか、配管内における圧力の低下を検知し、ポンプを自動起動させる場合は、次によること（第2-10図参照）。

- (1) 起動用水圧開閉装置は、加圧送水装置告示基準に適合するものを設けること。
- (2) 起動用水圧開閉装置の起動用水圧開閉器の設定圧力は、当該起動用水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次のア又はイのいずれか大きい方の圧力値に低下するまでに起動すること。

ア 最高位又は最遠部の消火栓の開閉弁の位置から起動用水圧開閉器までの落差（ H_1 ）による圧力に次の数値を加えた圧力値

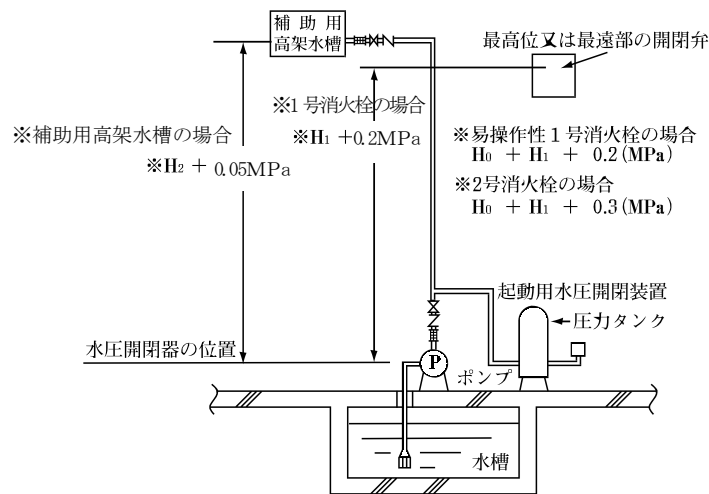
1号消火栓の場合： $H_1 + 0.2$ （MPa）

易操作性1号消火栓の場合： $H_0 + H_1 + 0.2$ （MPa）

2号消火栓の場合： $H_0 + H_1 + 0.3$ （MPa）

（※ H_0 は、易操作性1号消火栓及び2号消火栓の弁・ホース・ノズル等の摩擦損失として機器仕様書に明示された数値をいう。）

イ 補助用高架水槽の位置から起動用水圧開閉器までの落差（ H_2 ）による圧力に0.05MPaを加えた圧力値



第2-10図

5 非常電源、配線等

非常電源は、省令第12条第1項第4号及び条例第38条第3項の規定によるほか、次によること。

- (1) 非常電源等

非常電源、非常電源回路の配線等は、第4章第2節第3「非常電源」．I「技術基準」によること。

- (2) 常用電源回路の配線

常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次によること。

ア 低圧のものにあっては、引込み開閉器の直後から分岐し、専用配線とすること。

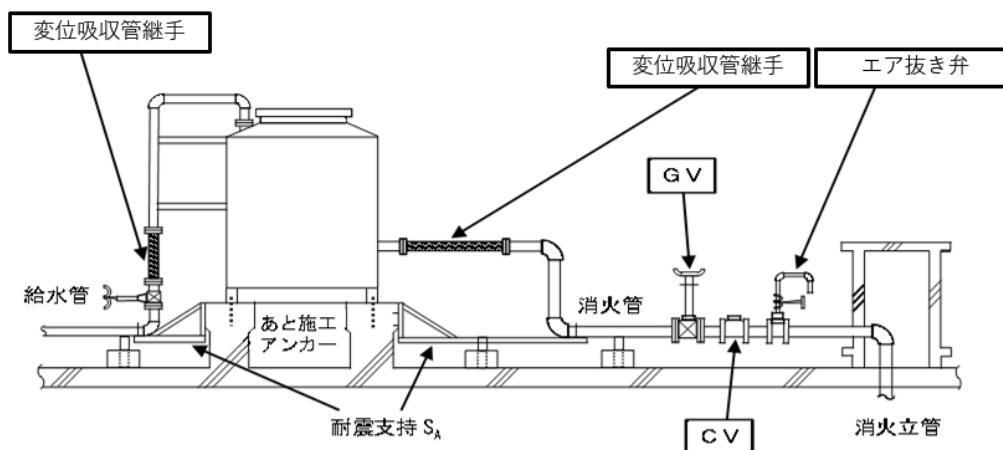
イ 特別高圧又は高圧による受電のものにあっては、変圧器二次側に設けた配電盤から分岐し、専用配線とすること。

6 貯水槽等の耐震措置

省令第12条第1項第9号の規定による貯水槽等の耐震措置は、第2章第4節第1「高層の建築物」．9によるほか、次によること。

(1) 貯水槽等

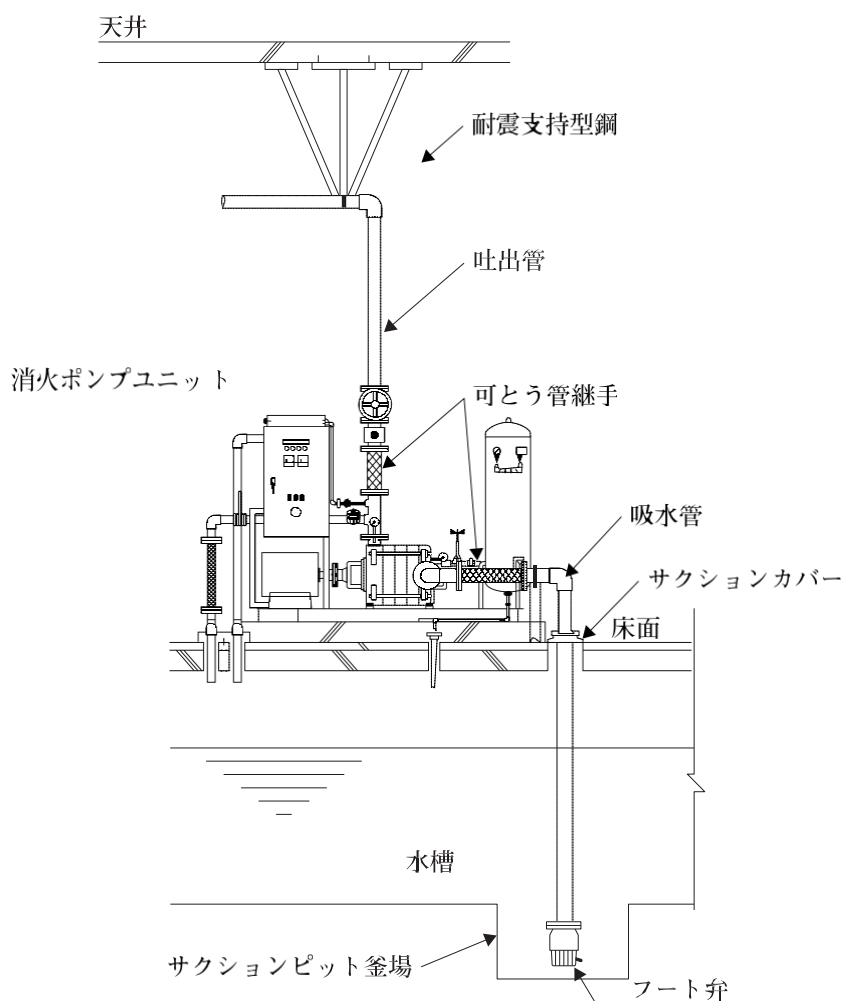
貯水槽等は、地震による変動等により破壊、移動、転倒等を生じないように、固定金具、アンカーボルト等で壁、床、はり等に堅固に固定し、可とう管継手を設けること（第2－11図参照）。



第2－11図 消火用水槽の耐震措置例

(2) 加圧送水装置等◆

加圧送水装置の吸込側（床上の貯水槽から接続される管又は横引き部分が長い管の場合に限る。）、吐出側及び補助用高架水槽には、可とう管継手を設けること。この場合、可とう管継手の強度、長さ等は、変位量に対応できること（第2－12図参照）。



第2-12図 ポンプユニット耐震措置例

7 消火栓箱等

(1) 機器

ア 屋内消火栓は、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成25年消防庁告示第2号）」に適合すること（以下、第2において「告示適合品」という。）。

イ 屋内消火栓は、努めて易操作性1号消火栓（1号消火栓を設置している既存の防火対象物の増築、改修を含む。）又は2号消火栓（広範囲型2号消火栓を含む。）を設置すること。

ウ 1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）は、次によること。

(ア) 消火栓箱の構造 ◆

- 消火栓箱の扉は、容易に開閉できること。
- 消火栓箱の材質は、鋼製とし、厚さは1.6mm以上とすること。この場合、外面の仕上げに難燃材のものを貼ることができる。
- 扉側の表面積は、0.7㎡以上とすること。ただし、軽量ホース等の使用ホースの特徴に応じ、適当な大きさのものにあっては、この限りでない。
- 消火栓箱の奥行は、弁の操作、ホースの収納等に十分な余裕を有するものとする（第2-13図参照）。

(イ) 消火栓開閉弁は、告示適合品とすること。

なお、原則として認定品を設けること。◆

(ロ) 管そうは、告示適合品を設けること。

(ハ) ノズルは、開閉装置付のものを設けること。この場合、スムーズノズルを使用する場合は、認定品とすること。◆

(ニ) ホースは、呼称40のもので、長さは、屋内消火栓から階の各部分に消防用ホースを延長し、ノズルからの放水距離7m以内で放水した場合に有効に放水できる長さとする。この場合のホースの全

長は、操作性を考慮して努めて30m以下とすること。

ただし、小規模の防火対象物で、その階の全ての部分が消火栓から半径15m以内に包含され有効に放水できる場合には、長さ20m以下のものとする事ができる。◆

(カ) 灯火及び表示は、次によること。◆

- a 消火栓箱に表示する「消火栓」の文字の大きさは、1字につき20cm²以上とすること。
- b 消火栓の赤色の灯火は、消火栓箱の上部に設けること。ただし、消火栓箱の扉表面の上端部に設ける場合は、この限りでない。
- c 円錐型、平面型又はリング型等の表示灯で、省令第12条第1項第3号ロ又はハ(イ)の規定に適合するものは、赤色の灯火として設けることができる。
- d 連結送水管の放水口を併設して収納する消火栓箱の表面には、直径10cm以上の消防章又は1字につき20cm²以上の文字の大きさで「放水口」と表示すること。

(キ) 消火栓箱内に起動装置を設ける場合は、当該起動装置が容易に視認でき、かつ、操作し易い位置とすること。

エ 易操作性1号消火栓及び2号消火栓（広範囲型2号消火栓含む。）は、次によること。

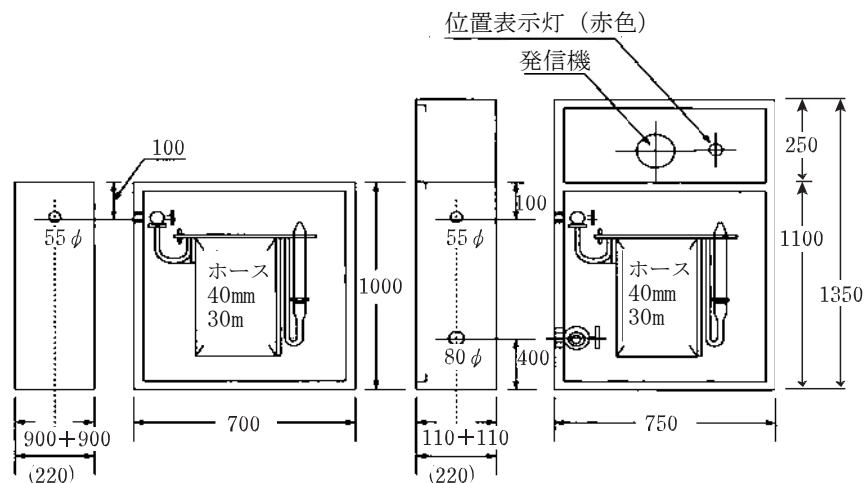
(ア) 機器は、認定品を設けること。◆

(イ) 消火栓箱内に連結送水管を併設する場合は、前ウ、(カ)、dによること。◆

(ウ) ホースの呼称及び長さは、認定時のものとし、屋内消火栓箱は階の各部分に消防用ホースを延長し、ノズルからの放水距離（易操作性1号消火栓及び広範囲型2号消火栓にあつては7m、2号消火栓にあつては10m）以内で放水した場合に有効に放水できるように配置すること。

① 屋内消火栓箱

② 屋内消火栓、連結送水管放水口併用型箱



〔1号消火栓用箱内部の構造例〕

第2-13図

(2) 設置方法

ア 1号消火栓、2号消火栓は、原則として同一防火対象物には同一操作性のものを次により設置すること。◆

(ア) 1号消火栓

政令第11条第3項第1号に規定する防火対象物以外のもので、可燃性物品を多量に貯蔵取扱う防火対象物に設ける場合は、1号消火栓（易操作性1号消火栓を含む。）とすること。◆

(イ) 易操作性1号消火栓

前(ア)によるほか、物品販売店舗に設ける場合は、易操作性1号消火栓とすること。ただし、物品販売店舗にスプリンクラー設備が政令第12条第2項の規定により設置されている場合は、広範囲型2号消火栓を設置することができる。◆

- (ウ) 2号消火栓
旅館、ホテル、社会福祉施設、病院等の就寝施設を有する防火対象物に設ける場合は、努めて2号消火栓（2号消火栓のうち天井に設置するもの（以下第2において「天井設置型消火栓」という。）を含む。）又は広範囲型2号消火栓とすること。◆
- (エ) 天井設置型消火栓
天井設置型消火栓は、次によること。◆
- a 固定方法は、地震動、ホース延長時の衝撃等により脱落しないよう、床スラブ等の構造材に堅固に取り付けること。この場合、当該消火栓の取付け施工方法を記載した仕様書等を着工届に添付させ、確認すること。
 - b 天井設置型消火栓を設置する場所の周囲には、操作に支障を与える陳列棚、パーテーション、機器等を設けないこと。
 - c 天井設置型消火栓を設置する天井面の高さは、日本消防検定協会の認定における申請値（以下第2において「認定時の申請値」という。）の範囲内であること。
 - d 放水障害となるような間仕切り、壁等がなく、かつ、ホースを直線的に延長できるなど、消火活動上支障がないと認められる場合は、各部分から1のホース接続口までの水平距離を20m以下となるように設けることができる。
 - e ノズル等を降下させるための装置（以下第2において「降下装置」という。）は、次により設置すること。
 - (a) 天井設置型消火栓が設置されている場所又は当該場所を容易に見通せる水平距離が5m以内の壁、柱等に設置すること。
 - (b) 降下装置のうち直接操作する部分は、床面からの高さが1.8m以下の位置となるように設けること。
 - (c) 降下装置を壁、柱等に設ける場合は、当該降下装置の下部に省令第12条第1項第3号ロの規定に準じて、赤色の灯火を設けること。
 - (d) 降下装置又はその周囲には、消火栓の降下装置の操作部分である旨の表示を行うこと。
 - (e) ノズルの降下に係る諸操作を電氣的に行うものについては、政令第11条第3項第1号へ、第2号イ、(7)及びロ、(7)の規定により、当該操作に係る非常電源を確保するほか、壁、柱等に設置する降下装置と消火栓の間の配線は、省令第12条第1項第5号の規定により施工すること。
 - f 省令第12条第1項第2号に規定する加圧送水装置の始動の表示は、表示灯又は前e、(c)の灯火によること。
- イ メゾネット型共同住宅等の出入口がある階に設ける屋内消火栓により、メゾネット型共同住宅等の出入口がない階の住戸部分（以下第2において「出入口のない階の住戸部分」という。）を有効に警戒し、かつ、容易に消火できる場合は、政令第32条又は条例第47条の規定を適用し、出入口のない階の住戸部分には屋内消火栓を設けないことができる。

8 配管の摩擦損失計算等

配管の摩擦損失計算等は、「配管の摩擦損失計算の基準（平成20年消防庁告示第32号）」によるほか、次によること（第7章資料2「配管の摩擦損失計算の基準」参照）。

- (1) 1号消火栓を設ける場合
1号消火栓を設ける場合の配管の摩擦損失計算は、次のいずれかの方法によること。
ア 実高、配管の摩擦損失水頭等の影響による放水圧力の増加に伴う放水量の増加を求め、摩擦損失計算を行う方法（第7章資料3「スプリンクラー設備の摩擦損失計算例」参照）
イ 政令第11条第3項第1号ハに規定される個数に、ノズルからの放水量150L/min（高架水槽方式及び圧力水槽方式にあっては130L/min）を乗じて得た値を当該配管の流量として摩擦損失計算を行う方法
- (2) 2号消火栓を設ける場合
2号消火栓を設ける場合の配管の摩擦損失計算は、次のいずれかの方法によること。
ア 前(1)、アの方法
イ 政令第11条第3項第2号イ(4)に規定される個数に、ノズルからの放水量70L/min（高架水槽方式及び圧力水槽方式にあっては60L/min）を乗じて得た値を当該配管の流量として摩擦損失計算を行う方法

(3) 広範囲型2号消火栓を設ける場合

広範囲型2号消火栓を設ける場合の配管の摩擦損失計算は、次のいずれかの方法によること。

ア 前(1)、アの方法

イ 政令第11条第3項第2号ロ(4)に規定される個数に、ノズルからの放水量90 L/min（高架水槽方式及び圧力水槽方式にあつては80 L/min）を乗じて得た値を当該配管の流量として摩擦損失計算を行う方法

(4) 摩擦損失水頭等

摩擦損失計算で用いる摩擦損失水頭等は、次によること。

ア 配管の摩擦損失水頭の数値は、第7章資料4「配管の摩擦損失水頭表」の第1によること。

イ 管継手及びバルブ類の摩擦損失水頭の数値は、第7章資料4「配管の摩擦損失水頭表」の第2によること。

ウ 1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）の消防用ホース（呼称40）の摩擦損失水頭（100m当たり）は、12m（流量150 L/min）とすること。

エ 消火栓開閉弁（易操作性1号消火栓を除く。）の直管相当長さは、第7章資料4「配管の摩擦損失水頭表」第2、第2－1表の左欄に掲げる呼称及び形状に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる数値とすること。

オ 易操作性1号消火栓のノズル、開閉弁、ホース等の摩擦損失水頭は、認定時の申請値に明示された数値とすること。

カ 2号消火栓及び広範囲型2号消火栓のノズル、開閉弁、ホース等の摩擦損失水頭は、認定時の申請書に表示された数値とすること。

なお、摩擦損失水頭に放水圧力0.25MPaを加えた数値が表示されている場合があるので、配管等の摩擦損失計算において留意すること。

9 屋上放水口

条例第38条第4項の規定により、屋上に設置する放水口（以下第2において「屋上放水口」という。）は、次によること。

(1) 屋上放水口は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）」に適合するものを屋上の形態に応じて1以上設けること。

(2) 易操作性1号消火栓又は2号消火栓を設ける防火対象物の屋上放水口には、努めて当該消火栓一式を設置すること。ただし、当該消火栓に着脱できるリール等を設ける場合は、この限りでない。◆

10 表示及び警報◆

表示及び警報は、次によること（省令第12条第1項第8号の規定により総合操作盤が設けられている防火対象物を除く。）。

(1) 省令第12条第1項第8号に規定する防災センター等（以下第2において「防災センター等」という。）に、次の表示及び警報（ベル、ブザー等）ができるものであること。

ア 加圧送水装置の作動の状態表示（ポンプ等の起動、停止等の運転状況）

イ 呼水槽の減水状態の表示及び警報（呼水槽の有効水量が1／2に減水した際に警報を発する減水警報装置によるもの）

ウ 水源水槽の減水状態の表示及び警報（水源水槽の有効水量が1／2に減水した際に警報を発する減水警報装置によるもの）

(2) 次の表示及び警報（ベル、ブザー等）は、防火対象物の規模、用途等に応じて防災センター等にできるものであること。

ア 加圧送水装置の電源断の状態表示及び警報

イ 連動断の状態表示（自動火災報知設備等の作動と連動するものに限る。）

11 総合操作盤

総合操作盤は、省令第12条第1項第8号の規定によること。

Ⅱ 検査要領

〔Ⅰ〕外観検査

1 水源

- (1) 種類、構造等が適正であり、水量は規定量以上が確保されていること。
- (2) 地震による振動等に耐えるための有効な措置が講じてあること。

2 加圧送水装置

- (1) 加圧送水装置は点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けていること。
- (2) いずれの加圧送水装置を用いるものにあっても、その種別に応じ必要とされる付属機器が適正に設けてあること。
- (3) 地震による震動等に耐えるための有効な措置が講じてあること。
- (4) 認定品にあつては、銘板に表示されている機器の組合せが適正であること。

3 起動装置

- (1) ポンプを用いる加圧送水装置の起動装置は、直接操作ができるものが制御盤に、遠隔操作ができるもの（自動火災報知設備のP型発信機を兼用するものを含む。）が屋内消火栓箱の内部又はその直近に設けてあること。
- (2) 起動用水圧開閉装置の起動用圧力タンクは、告示適合品又は認定品であること。

4 電動機の制御盤

- (1) ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けていること。
- (2) 制御盤は、告示適合品又は認定品であること。

5 配管等

- (1) 材質、口径等が適正であること。
- (2) 吸水管は、ポンプごとに専用であること。
- (3) 地震による震動等に耐えるため、堅固に壁、天井等に固定されていること。
- (4) 止水弁、逆止弁等は点検に便利な位置にあり、開閉状態が適正であること。
- (5) ステンレス鋼管を用いた配管及び管継手等は、(1)～(4)によるほか、次によること。
 - ア 絶縁対策の施工状況を確認すること。
なお、埋設部分の施工状況の確認は、写真等の記録を確認することで支障ないこと。
 - イ 配管、管継手及びバルブ類の絶縁は、消防用設備等の試験結果報告書の測定結果を確認することで支障ないこと。
 - ウ 前ア及びイについては、条則第12条の2の2第1項の規定に基づく中間検査等により確認すること。
- (6) 認定品は、必要に応じて適応管種や合格した特殊試験を表示により確認すること。

6 電源等

- (1) 常用電源の容量は適正であること。
- (2) 非常電源
 - ア 種別及び容量は適正であること。
 - イ 第4章第2節第3「非常電源」の基準に適合すること。
- (3) 配線

- ア 種別、容量等は適正であること。
- イ 電源から電動機までの配線は、途中で他の設備へ配線が分岐されていないこと。

7 消火栓等

(1) 1号消火栓

ア 消火栓

- (ア) 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が25m以下となるように設けられていること。
- (イ) ホース接続口は、差込式又はねじ式の呼称40であること。
- (ウ) 消火栓開閉は、告示適合品又は認定品であり、使用場所に応じて適正であること。
- (エ) 易操作性1号消火栓は、認定品であること。

イ 消火栓箱

- (ア) 鋼板で造られ、放水用器具、ホース接続口、開閉弁等が収納されていること。
- (イ) 表面には、「消火栓」と表示されていること。

ウ ホース及びノズル（易操作性1号消火栓を除く。）

- (ア) ホースは、呼称40のものであり、所定の長さ、本数が備えられていること。
- (イ) ノズルチップの口径は、13mm以上のものであること。

(2) 2号消火栓

ア 消火栓

- (ア) 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が15m以下（広範囲型2号消火栓は25m以下）となるように設けられていること。
- (イ) 2号消火栓は、認定品であること。

イ 消火栓箱

表面には、「消火栓」又は、「2号消火栓」と表示されていること。

ウ 消防用ホース

延長操作が容易にできるよう収納されていること。

(3) 消防用ホースの長さ

最も歩行距離が長い経路の部分について、屋内消火栓の位置、ホース延長経路を確認し、ノズルからの放水射程以内で有効に放水できる長さであること。

8 総合操作盤

「総合操作盤の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第7号）に適合していること。

〔Ⅱ〕性能検査

1 絶縁抵抗検査

(1) 電源回路

ア 方法

使用電圧に適した絶縁抵抗測定器により電源回路（表示灯回路を含む。）の絶縁抵抗値を測定する。

イ 合否の判定基準

絶縁抵抗測定値が、第2－5表の数値であること。

第2－5表

電路の使用電圧区分		絶縁抵抗測定値
対地電圧 (非接地電路においては電線相互間の電圧)	150V以下のもの	1 MΩ以上
	150Vを超え300V以下のもの	2 MΩ以上
	300Vを超えるもの	4 MΩ以上

(2) 加圧送水装置に用いる電動機

ア 方法

使用電圧に適した絶縁抵抗測定器により、電動機巻線間の絶縁抵抗値を測定する。

イ 合否の判定基準

絶縁抵抗測定値が第2－6表の数値であること。ただし、水中に設置する電動機にあっては、10MΩ以上であること。

第2－6表

電動機の使用電圧区分	絶縁抵抗測定値
150V以下のもの	1 MΩ以上
150Vを超え300V以下のもの	2 MΩ以上
300Vを超えるもの	4 MΩ以上

2 制御盤検査

(1) 方法

加圧送水装置を起動、停止させ、制御盤に設けられた加圧送水装置の操作及び監視のための機器の作動状況等を確認する。

(2) 合否の判定

ア 電源電圧を確認する電圧計又は電源表示灯は、確実に作動すること。

イ 加圧送水装置の運転時の電流値は、適正であること。

ウ 加圧送水装置の起動、停止のための押しボタンスイッチ等は、確実に作動すること。

エ 開閉器は、電源入力を同時に開閉することができること。

3 放水検査

(1) 方法

ア 加圧送水装置に高架水槽を用いるもの及び圧力水槽を用いるもの

高架水槽及び圧力水槽から直近の消火栓及び最遠の消火栓について、次により実施する。

(ア) 1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）は規定本数のホースを延長後、簡先を確実に保持して消火栓弁を全開し、簡先における放水圧力をピトーゲージ又は圧力計用管路媒介金具により測定する（別図第2－1参照）。

(イ) 易操作性1号消火栓及び2号消火栓は開閉弁の開放、ホースの延長操作、ノズルの開放等により放水させた後、前(ア)の方法により放水圧力を測定する。

イ 加圧送水装置にポンプを用いるもの

放水圧力が最も低くなると予想される箇所（最大2個同時／階）及び最も高くなると予想される箇所の消火栓について、次により実施する。

(ア) 1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）は、起動ボタン等を押してポンプを起動させた後、前ア、(ア)に準じた方法で行う。

(イ) 易操作性1号消火栓及び2号消火栓は前ア、(イ)に準じた方法で行う。

(2) 合否の判定

ア 1号消火栓（易操作性1号消火栓を含む。）は、ノズル先端において放水圧力が0.17MPa以上0.7MPa以下であり、かつ、放水量が130L/min以上であること。

なお、放水量は次式により算出する。

$$Q = K \times D^2 \times \sqrt{10P}$$

Q：放水量（L/min）

K：1号消火栓は0.653

易操作性1号消火栓及び2号消火栓は型式により指定された定数

D：ノズル口径（mm）

噴射切替ノズルにあつては、棒状にした場合の口径

P：放水圧力（MPa）

イ 2号消火栓は、ノズル先端において放水圧力が0.25MPa以上0.7MPa以下であり、かつ、放水量が60L/min以上であること。

なお、放水量は前アに示す式により算出する。

ウ 広範囲型2号消火栓は、ノズル先端において放水圧力が0.17MPa以上0.7MPa以下であり、かつ、放水量が80L/min以上であること。

なお、放水量は前アに示す式により算出する。

4 起動装置及びポンプ始動表示検査

(1) 方法

ア 高架水槽を用いるもの及び圧力水槽を用いるもの

(ア) 1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）は、ホースを延長し、消火栓開閉弁を開放して加圧送水装置を作動させた後、直接操作により加圧送水装置の作動を停止させる。

(イ) 易操作性1号消火栓及び2号消火栓は、開閉弁の開放、ホースの延長、ノズルの開放等により加圧送水装置を作動させた後、直接操作により加圧送水装置の作動を停止させる。

イ ポンプを用いるもの

(ア) 1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）は起動ボタン等を押して遠隔操作によりポンプを起動させ、直接操作により加圧送水装置を停止する。

(イ) 易操作性1号消火栓及び2号消火栓は前ア、(イ)に準じる。

(2) 合否の判定

ア いずれの場合にあつても加圧送水装置が確実に始動し、停止すること。

イ 加圧送水装置の始動を明示する表示灯が確実に点灯又は点滅すること。

5 加圧送水装置検査

(1) 方法

ア 高架水槽を用いるもの及び圧力水槽を用いるもの

排水弁を開放して水槽内の水を排水する。

イ ポンプを用いるもの

ポンプを起動させ、締切運転及び定格負荷運転する。

ウ ポンプを用いるものにあつては、次の検査を実施する。

(ア) 呼水装置

a 呼水槽の排水弁を開放し、排水する。

b 自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽の排水弁を開放し、排水する。

c 前a及びbの検査終了後、フート弁の点検をワイヤー等の操作により行うものにあつては、当該ワイヤー等によりフート弁を開閉させた後、ポンプの漏斗、排気弁等を徐々に開放する。

(イ) 性能試験配管設備

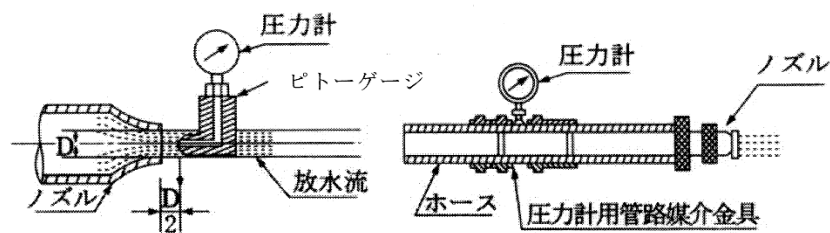
あらかじめ提出されたポンプ性能試験成績表及び特性（Q-H）曲線図と照合し、次により実施する。

ポンプ吐出側直近の仕切弁を閉とし、性能試験用配管を用いて定格吐出量及び定格吐出量未満の流量を放水する。

- (ウ) 水温上昇防止装置
遠隔操作又は直接操作によりポンプを締切運転する。
- (2) 合否の判定
 - ア 高架水槽を用いるもの及び圧力水槽を用いるもの
給水装置から自動的に給水すること。
 - イ ポンプを用いるもの
締切運転時及び定格負荷運転時における電圧値、電流値が適正であること。
 - ウ ポンプ付属装置
 - (ア) 呼水装置
 - a 呼水槽の水量がおおむね $1/2$ に減少するまでの間に警報装置が確実に作動すること。
 - b 自動給水装置が作動すること。
 - c 呼水槽からの補給水が流出すること。
 - (イ) 性能試験配管設備
それぞれの流量放水時における圧力計及び連成計の指示値が適正であること。
 - (ウ) 水温上昇防止装置
逃し配管からの排水が自動的に排水され、かつ、排水量が適正であり、ポンプの温度が異常に上昇しないこと。
 - エ その他
 - (ア) 電動機及びポンプの回転が円滑であること。
 - (イ) 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。
 - (ウ) 電動機の起動性能が確実であること。
 - (エ) ポンプのグラウンド部から、著しい漏水がないこと。
 - (オ) 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。
 - (カ) 配管からの漏水、亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。

6 総合操作盤

平成16年消防庁告示第7号に定める総合操作盤の機能が適正であること。



別図第2-1 放水圧力の測定例